

「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の改正について

令和3年11月15日
産業保安グループ
製品安全課

1. 改正の趣旨

「ガス事業法」では、ガス機器の製造・輸入事業者に対し、「ガス用品の技術上の基準を定める省令」（以下「技術基準省令」という。）で定める技術上の基準への適合義務を課している。

技術基準省令は安全性能要求事項を定めており、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」（以下「運用」という。）には、これらの技術基準省令を満たす製品仕様の例示を挙げている。

今般、ガス機器の自動運転機能に係る記述を運用に追加した。また、引用しているJIS規格について最新のものに更新した。

※「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

2. 改正の概要

(1) ガス瞬間湯沸器、ガスストーブ、ガスこんろ等のガス機器について、自動運転機能に係る必要な安全性能（①赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと、②給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度（設定温度）に対し＋5℃以下であること、③ガスこんろについては、立ち消え安全装置・調理油過熱防止装置を有すること等）について、必要な記載を運用に追加した。

(2) 運用の中で引用されているJIS規格の情報を、最新のJIS規格に合わせて更新した。

3. スケジュール

令和3年12月1日施行。

なお、施行日から6か月間（令和4年5月31日まで）は、従前の例によることができることとする。